○社会福祉法人　更別村社会福祉協議会法外援護

資金貸付規程

（昭和６２年５月２日
議　　決）

改正　平成９年４月１日

社会福祉法人更別村社会福祉協議会法外援護資金貸付規程（別表）高額療養費貸付規程の全部改正（平成 15 年３月 31 日（平成 15 年訓令第８号）

（目的）

第１条　この規程は、更別村に居住する低所得者に対し、独立の生計を維持するために支援する資金の貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第１節　生活援護資金

（貸付対象者）

第２条　資金の貸付対象者は、本村に居住し、低所得のため不測の出費等によって生活をおびやかされ、資金の融資を他から受けることが困難な世帯とする。

（貸付限度額）

第３条　資金の貸付限度額は、１世帯１００，０００円以内とする。

（貸付期間）

第４条　貸付金の償還は、据置期間２ヵ月を含む１２ヵ月以内とし、貸付利息は無利子とする。

（貸付期間の延長）

第5条　この資金の借受者が、種々の事情により前条の貸付期間までに償還できないときは、会長の承認を得て貸付期間を延長することができる。ただし、この場合の期間は１２ヵ月を超えることができない。

（借入申込）

第６条　この資金の貸付を受けようとする者は、更別村社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に借入申込をするものとする。

（保証人）

第７条　前条の申込にあたっては、保証人を立てなければならない。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1)　保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

(2)　保証人は、原則として更別村に１年以上引き続き居住し、借受世帯の自立に熱意を有する者とする。

（貸付の決定）

第８条　会長は、第６条の申込があったときは、当該民生委員と協議して貸付の可否及び貸付額等を決定し、申込者に通知する。

（貸付金の交付）

第９条　貸付の決定通知を受けた者は、法外援護資金借入申込書（別記第１号様式。以下「借入申込書」という。）並びに法外援護資金借用書（別記第２号様式。以下「借用書」という。）を会長に提出して、貸付金の交付を受けるものとする。

（貸付金の償還方法）

第１０条　貸付金の償還は、次の方法による。

(1)　一括返済

(2)　分割返済

（借受人の届出）

第１１条　借受人は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに会長に届出なければならない。

(1)　氏名又は住所を変更したとき

(2)　保証人の住所の移転又は営業若しくは勤務先の変更その他重要な異動が生じたとき

(3)　保証人を変更するとき

(4)　本人又は保証人が火災又はその他非常災害を受けたとき

(5)　本人又は保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立てを受けたとき

（貸付金の転貸の禁止）

第１２条　借受人は、貸付金を他に転貸することができない。

（貸付金の返還命令）

第１３条　会長は、借受人が次の各号の一つに該当する場合は、直ちに貸付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　第１１条及び第１２条に違反したとき

(2)　不正な申請によって、この貸付金を借受けたとき

(3)　貸付金を借受けた後、正当な事由なくしてその目的に使用しないとき

(4)　村外に住居を移転するとき

第２節　高額療養費援護資金

（貸付対象者）

第１４条　この資金の貸付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　更別村に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている者

(2)　社会保険各法による高額療養費支給制度に該当する者

（貸付限度額）

第１５条　資金の貸付限度額は、当該診療月分の高額療養費支給額の９割以内と

し、１，０００，０００円を限度とする。

（貸付期間）

第１６条　貸付の期間は、社会保険各法による高額療養費の支給が行われるまでとし、貸付利息は、無利子とする。

（借入申込）

第１７条　この資金の貸付を受けようとする者は、第９条に規定する借入申込書に医療費の支払に係る請求書又は領収書を添えて、会長に借入申込をするものとする。

（貸付の決定）

第１８条　会長は、前条の規定による借入申込書等を審査し、貸付の可否及び貸付額等を決定し、申込者に通知する

（貸付金の交付）

第１９条　貸付の決定通知を受けた者は、第９条に規定する借用書に社会保険各法に係る高額療養費支給の受領委任者を会長と定めた高額療養費支給申請書を添えて会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

（貸付金の償還方法）

第２０条　貸付金の償還は、前条の規定に基づき会長が受領委任を受けた高額療養費を受領することによって行うものとする。ただし、貸付金と高額療養費支給額に過不足が生じたときは､還付若しくは不足分の償還を命ずるものとする。

第３節　欠損､その他

（欠損処分）

第２１条　会長は、借受人が種々の事情により、貸付金の返済ができないと認められた場合は、担当民生委員の意見を付して当該償還金の減免について理事会に諮り、その承認を受けた金額を欠損処分することができる。

（委任）

第２２条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規程は、昭和６２年５月２日から施行する。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年訓令第８号）

１　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

２　改正前の規程第３条ただし書き及び第４条の規定により貸付した資金については、償還完了までなお従前の規定の効力を有する。

３　社会福祉法人更別村社会福祉協議会法外援護資金貸付規程（別表）高額療養費貸付規程は、廃止する。